

○小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成 8 年 3 月 29 日

条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第 2 条 この条例は、別表第 1に掲げる区域(以下「対象区域」という。)において適用する。

(建築物の用途の制限)

第 3 条 対象区域内においては、別表第 2ア欄に掲げる区域及び計画地区(地区整備計画において区分された地区をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

(壁面の位置の制限)

第 4 条 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面の位置は、別表第 2ア欄に掲げる区域及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第 5 条 建築物の敷地面積は、別表第 2ア欄に掲げる区域及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表エ欄に掲げる数値以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地又は土地は、この限りでない。

(1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、同項の規定に相当する従前の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 前項に掲げる場合を除き、法第 86 条の 9 第 1 項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第 1 項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合に

においては、同項の規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法第 86 条の 9 第 1 項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第 1 項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地
- (2) 第 1 項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

(建築物の高さの最高限度)

第 6 条 建築物の高さは、別表第 2 ア欄に掲げる区域及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表オ欄に掲げる数値を超えてはならない。

- 2 前項の規定による建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、5 メートルまでは算入しない。ただし、別表第 2 オ欄において、建築物の各部分の高さについて当該建築物の真北方向の前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線との関係による高さの制限に関する規定を適用する場合は、この限りでない。

(容積率の最高制限)

第 6 条の 2 容積率は、別表第 2 ア欄に掲げる区域及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表カ欄に掲げる数値を超えてはならない。

(建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合の措置)

第 7 条 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合における第 3 条及び第 5 条第 1 項の規定の適用については、その敷地の過半が対象区域に属するときはその建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用し、その敷地の過半が対象区域に属さないときはその建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。

(建築物の敷地が 2 以上の計画地区にわたる場合の措置)

第 8 条 建築物の敷地が 2 以上の計画地区にわたる場合における第 3 条及び第 5 条第 1 項の規定の適用については、その建築物又はその敷地の全部について、その敷地の過半が属する計画地区に係るこれらの規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 9 条 法第 3 条第 2 項の規定により第 3 条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれにも該当する範囲内において増築又は改築をする場合には、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 3 条の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時(法第 3 条第 2 項の規定により第 3 条の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き第 3 条の規定(同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。))の適用を受けない期間の始

期をいう。以下この条において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項から第 7 項まで及び法第 53 条の規定に適合すること。

- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第 3 条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- (4) 第 3 条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の 1.2 倍を超えないこと。

2 法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築に係る部分の外壁等の面がこの条例の壁面の位置の制限に関する規定に適合する増築若しくは改築をする場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 4 条の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第 10 条 市長がこの条例の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、当該規定は、適用しない。

(規則への委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 3 条又は第 5 条第 1 項の規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)における当該建築物の建築主
- (2) 建築物を建築した後において当該建築物の敷地を分割したことにより、第 5 条第 1 項の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第 4 条又は第 6 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
- (4) 法第 87 条第 2 項において準用する第 3 条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第 3 号に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 2 項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第 1 項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の

代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
(平成 8 年規則第 22 号で平成 8 年 5 月 31 日から施行)  
(尾張北部都市計画桃花台地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 尾張北部都市計画桃花台地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成元年小牧市条例第 29 号)
  - (2) 尾張北部都市計画岩崎地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 3 年小牧市条例第 16 号)
  - (3) 尾張北部都市計画小木地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 3 年小牧市条例第 17 号)(経過措置)
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 18 号)

この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 49 号)

- 1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 86 条の 9 第 1 項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合について適用するものとし、施行日前に当該事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年条例第 24 号)

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 30 号)

この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 8 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 24 号)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
(平成 22 年規則第 33 号で平成 22 年 12 月 24 日から施行)

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	区域
桃花台地区整備計画区域	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 1 項の規定により告示された尾張都市計画桃花台地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
岩崎地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された尾張都市計画岩崎地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
小木地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された尾張都市計画小木地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
小牧三丁目地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された尾張都市計画小牧三丁目地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
中央一丁目地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された尾張都市計画中央一丁目地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
本庄地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された尾張都市計画本庄地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
岩崎山北地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された尾張都市計画岩崎山北地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
東部地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された尾張都市計画東部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
大草檀之上地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された尾張都市計画大草檀之上地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第 2 (第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 6 条の 2 関係)

ア		イ	ウ	エ	オ	カ
区	計画地区	建築してはならない建築物	壁面の位置の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	容積率の最高限度
桃	A 地区	次に掲げる建築物以外の建築物	外壁等の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上であること。ただし、次のいずれかに該			
花		) 一戸建て専用住宅				
台		) 一戸建て住宅で事務所、学習				
地						

<p>区 整 備 計 画 区 域</p>		<p>塾、華道教室、囲碁教室、アトリエ、工房その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>） 町内会等一定の地区の住民を対象とする公民館、集会場その他これらに類するもの</p> <p>） 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>） 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する<u>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 4</u>で定める公益上必要な建築物</p> <p>） (1)から(5)までの建築物に附属するもの</p>	<p>当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>） 別棟の附属建築物で軒の高さが 2.3 メートル以下であり、かつ、その面積が 5 平方メートル以内のもの</p> <p>） 外壁等の面から道路境界線までの距離が 0.5 メートル以上ある自動車車庫</p> <p>） 敷地境界線までの距離が 0.55 メートル以上ある床面積に算入されない出窓</p>			
<p>B 地区</p>		<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>） 一戸建て専用住宅</p> <p>） 一戸建て住宅で事務所、学習塾、華道教室、囲碁教室、アトリエ、工房その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>） 町内会等一定の地区の住民を対象とする公民館、集会場その他これらに類するもの</p> <p>） 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>） 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する<u>令第 130 条の 4</u>で定める公益上必要な建築物</p> <p>） (1)から(5)までの建築物に附属するもの</p>	<p>外壁等の面から敷地境界線までの距離は、1 メートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>） 別棟の附属建築物で軒の高さが 2.3 メートル以下であり、かつ、その面積が 5 平方メートル以内のもの</p> <p>） 外壁等の面から道路境界線までの距離が 0.5 メートル以上ある自動車車庫</p> <p>） 敷地境界線までの距離が 0.55 メートル以上ある床面積に算入されない出窓</p>	<p>150 平方メートル</p>	<p>10 メートル</p> <p>（建築物の各部分の高さについては、10 メートルを最高限度として、当該部分</p>	<p>10 分の 10</p>

					から 前面 道路 の反 対側 の境 界線 又は 隣地 境界 線ま での 真北 方向 の水 平距 離に 1.25 を乗 じて 得た もの に5 メー トル を加 えた もの)
岩 崎 地 区 整 備 計 画 区	住宅地 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>) 公衆浴場</li> <li>) 学校(幼稚園を除く。)、図書館その他これらに類するもの</li> </ul>	<p>外壁等の面から道路境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供するもので、軒の高さが2.5メートル以下であり、かつ、壁</p>	120 平方 メー トル	12メ ー ト ル

域			面の位置の制限の距離に満たない部分の床面積の合計が10平方メートル以内である建築物又は建築物の部分の壁面は除く。			
	沿道地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>）公衆浴場</li> <li>）工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(法別表第2(と)項第3号(2の2)又は(4の4)に掲げるものを除く。)で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)を除く。)</li> <li>）ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設</li> <li>）ホテル又は旅館</li> <li>）自動車教習所</li> <li>）畜舎</li> <li>）学校、図書館、博物館その他これらに類するもの</li> </ul>	<p>外壁等の面から道路境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供するもので、軒の高さが2.5メートル以下であり、かつ、壁面の位置の制限の距離に満たない部分の床面積の合計が10平方メートル以内である建築物又は建築物の部分の壁面は除く。</p>	120平方メートル		
小木地区整備計画区域	A地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>）住宅又は下宿</li> <li>）学校、図書館、博物館その他これらに類するもの</li> <li>）ホテル又は旅館</li> <li>）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>）劇場、映画館、演芸場又は観覧場</li> <li>）キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもの</li> </ul>				
	B地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>）学校、図書館、博物館その他こ</li> </ul>				



	<p>れらに類するもの</p> <p>) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもの</p>				
小 牧 三 丁 目 地 区 整 備 計 画 区 域	<p>) 市道町口3号線に面する1階部分を住戸及び住室の用途に供するもの</p> <p>) 工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(法別表第2(と)項第3号(2の2)又は(4の4)に掲げるものを除く。))で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。))を除く。)</p> <p>) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の2で定める建築物</p>	<p>市道町口3号線に面する建築物の1階及び地階の階で当該敷地が接する歩道より上にある部分の外壁等の面から道路境界線までの距離は1メートル以上であること。</p>	120 平方 メートル		
中 央 一 丁 目 地 区 整 備	<p>) 工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(法別表第2(と)項第3号(2の2)又は(4の4)に掲げるものを除く。))で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。))を除く。)</p>		120 平方 メートル		

計 画 区 域		<p>）倉庫業を営む倉庫</p> <p>）キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>）個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する<u>令第130条の9の2</u>で定める建築物</p>				
本 庄 地 区 整 備 計 画 区 域	A 地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>）一戸建て専用住宅</p> <p>）一戸建て住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車の駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)</p> <p>学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>）巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する<u>令第130条の4</u>で定める公益上必要な建築物</p> <p>）(1)から(3)までの建築物に附属するもの(<u>令第130条の5</u>で定めるものを除く。)</p>	<p>外壁等の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>）別棟の附属建築物で軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、その面積が5平方メートル以内のもの</p> <p>）自動車車庫</p> <p>）敷地境界線までの距離が0.55メートル以上ある床面積に算入されない出窓</p>	200 平方 メートル	10メ ートル (建 築物 の各 部分 の高 さに ついて は、 10メ ートル を最 高限 度と して、 当該 部分 から 前面 道路 の反 対側 の境 界線 又は 隣地	10 分の 10

				境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの)	
B 地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>）次に掲げる用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限</p>	<p>外壁等の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>）別棟の附属建築物で軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、その面積が5平方メートル以内のもの</p> <p>）自動車車庫</p> <p>）敷地境界線までの距離が0.55メートル以上ある床面積に算入されない出窓</p>	200平方メートル	12メートル	

	<p>る。)</p> <p>自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店</p> <p>銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>) 診療所</p> <p>) 一戸建て住宅((1)又は(2)に掲げる用途を兼ねるものを含む。)</p> <p>) 共同住宅((1)又は(2)に掲げる用途に供する部分があるものに限る。)</p> <p>) (1)から(4)までの建築物に附属するもの(令第130条の5の5で定めるものを除く。)</p>				
C 地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>) 住宅又は共同住宅(共同住宅のうち1区画(住戸)の専有面積が25平方メートル以内であるものは除く。)</p> <p>) (1)の建築物に附属するもの(令第130条の5の5で定めるものを除く。)</p>	<p>外壁等の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>) 別棟の附属建築物で軒の高さが2.3メートル以</p>	200平方メートル	12メートル	

			<p>下であり、かつ、その面積が5平方メートル以内のもの</p> <p>) 自動車車庫</p> <p>) 敷地境界線までの距離が0.55メートル以上ある床面積に算入されない出窓</p>			
岩崎山北地区整備計画区域		<p>) 公衆浴場</p> <p>) 学校(幼稚園を除く。)、図書館その他これらに類するもの(公民館及び集会所を除く。)</p>	<p>外壁等の面から道路境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供するもので、軒の高さが2.5メートル以下であり、かつ、壁面の位置の制限の距離に満たない部分の床面積の合計が10平方メートル以内である建築物又は建築物の部分の壁面は除く。</p>	160平方メートル	12メートル	
東部地区整備計画区域		<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>) 物品の製造(加工又は修理を含む。)又はその研究開発の事業の用に供する施設。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p><u>法別表第2(ぬ)項第1号</u>に規定する工場</p> <p>倉庫又は荷さばき場</p> <p>) (1)の建築物に附属するもの</p>	<p>外壁等の面から道路境界線までの距離は都市計画道路小牧東部中央線については5メートル以上、それ以外の道路については3メートル以上、隣地境界線までの距離は1メートル以上であること。</p>	3,000平方メートル		
大草檀之	A地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>) 物品の製造(加工又は修理を含む。)又はその研究開発の事業の</p>	<p>外壁等の面から道路境界線までの距離は2メートル以上、隣地境界線までの距離は1メートル以</p>	3,000平方メートル		

<p>上地区整備計画区域</p>		<p>用に供する施設。ただし、次に掲げるものを除く。  <u>法別表第2(ぬ)項第1号</u>に規定する工場  <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条</u>に規定する一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)  ) 汚水処理場(当該地区計画区域内から排出された汚水を処理するものに限る。)  ) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する<u>令第130条の4</u>で定める公益上必要な建築物  ) (1)から(3)までの建築物に附属するもの(<u>法別表第2(ぬ)項第2号</u>に規定する建築物を除く。)</p>	<p>上であること。</p>	<p>ただし、汚水処理場及び巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する<u>令第130条の4</u>で定める公益上必要な建築物を除く。</p>		
	<p>B地区</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物  ) 物品の製造(加工又は修理を含む。)又はその研究開発の事業の用に供する施設。ただし、次に掲げるものを除く。  <u>法別表第2(ぬ)項第1号</u>に規定する工場</p>	<p>外壁等の面から道路境界線までの距離は2メートル以上、隣地境界線までの距離は1メートル以上であること。</p>	<p>3,000平方メートル。ただし、汚水処理</p>	<p>18メートル</p>	

	<p><u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条</u>に規定する一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)</p> <p>) 汚水処理場(当該地区計画区域内から排出された汚水を処理するものに限る。)</p> <p>) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する<u>令第130条の4</u>で定める公益上必要な建築物</p> <p>) (1)から(3)までの建築物に附属するもの(<u>法別表第2(ぬ)項第2号</u>に規定する建築物を除く。)</p>		<p>場及び巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する<u>令第130条の4</u>で定める公益上必要な建築物を除く。</p>		
--	---	--	---	--	--